

# 農協における独占禁止法の遵守に向けた取組状況の調査結果（令和8年3月公表）

規制改革実施計画（令和3年6月閣議決定）において、独占禁止法に違反する行為への対応について「農林水産省は、農協の取組状況を毎年調査し、その結果を公表する」とされています。農協の取組状況の調査結果は以下のとおりです。

## 問1-1

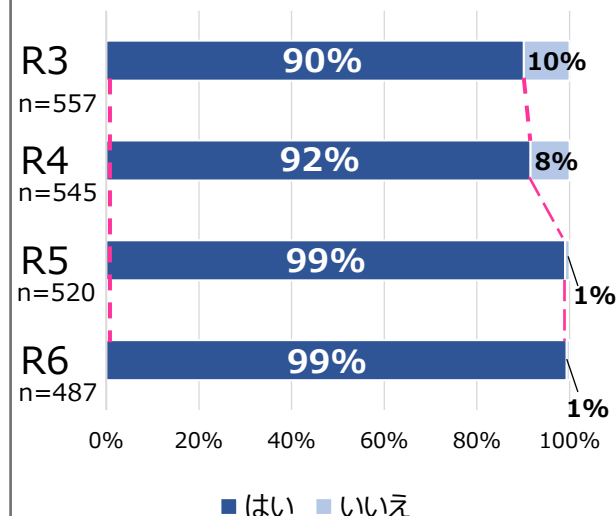
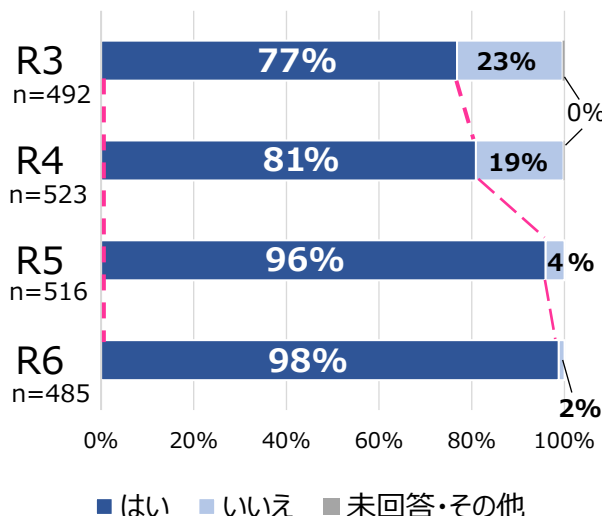
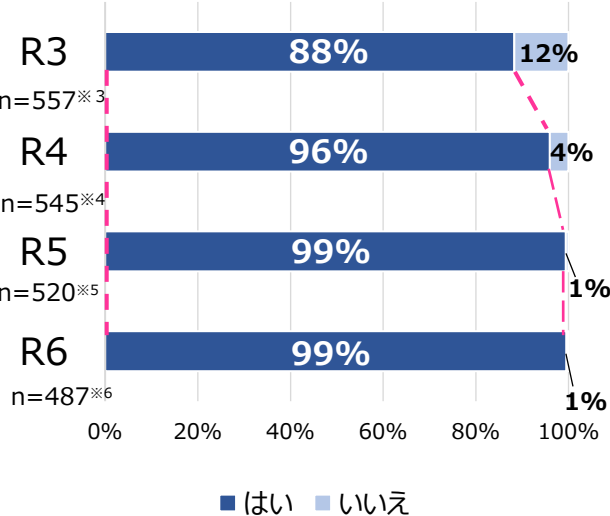
「農業協同組合の活動に関する独占禁止法の指針」※1や「組合員に対する利用強制的禁止について」※2の内容について、研修の開催や、国・農協系統等が主催する研修への参加、資料配付等により、担当役職員・農協組織内に対して周知しましたか。

## 問1-2（問1-1の回答が「はい」であった農協に対する設問）

問1-1の周知は、定期的を実施していますか。  
（例えば、毎年4月に担当役職員への資料の配付、異動時の研修会参加の促進など、単発的な周知ではなく、定期的な周知に向けた取組を行っている場合）

## 問2

独占禁止法等遵守に向けた適切な体制が整備されていますか。  
（例えば、総務担当部署に独占禁止法等の遵守を目的としたコンプライアンス担当職員を配置している、独占禁止法に抵触する疑いが生じた場合の農協組織内・関係機関への連絡体制を構築しているなどの場合）



※1 農業協同組合の活動に関する独占禁止法の指針（平成19年4月18日公正取引委員会）  
 ※2 組合員に対する利用強制的禁止について（農林水産省作成資料）  
 ※3 令和3事業年度に信用事業を行った農協等を対象に調査を実施  
 ※4 令和4事業年度に信用事業を行った農協等を対象に調査を実施  
 ※5 令和5事業年度に信用事業を行った農協等を対象に調査を実施  
 ※6 令和6事業年度に信用事業を行った農協等を対象に調査を実施